

山梨県公報

第千三百六十六号

平成十五年

三月十七日

月 曜 日

目次

告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積の一部改正……………一五三

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一五三

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一五五

道路の区域変更……………一五五

道路の供用開始……………一五五

河川区域の指定の一部改正……………一五六

県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧……………一五六

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一五六

肥料の登録……………一五六

告示

山梨県告示第百四十八号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積(昭和四十六年山梨県告示第九十七号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一の表中「都留市の全地区」を「都留市の全地区」に、「中巨摩郡のうち南アルプス市のうち旧芦安村」を「北都留郡の全地区」に改める。

「北都留郡の全町村」に改める。

山梨県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家

畜の検査を平成十五年四月一日から次のとおり実施する。
平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期間	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、東山梨郡、東八代郡、南都留郡及び北都留郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	平成十五年四月一日から平成十五年三月三十一日まで の間に飼育している区域又は死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (一) 試験管凝集反応法 (二) 急速凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 1及び2に掲げる検査以外の検査 (一) 疫学的検査 (二) 臨床検査 (三) 細菌検査(必要と認める場合)
	甲府市、韮崎市、南アルプス市、西八代郡、南都留郡	次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの		二 結核病検査 1 ツベルクリン検査(皮内注射法) 2 ツベルクリン以外の検査 (一) 疫学的検査 (二) 臨床検査

	<p>、中巨摩郡及び北巨摩郡</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>5 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p> <p>一 酵素免疫測定法による検査 二 ヨーニン検査 三 一及び二に掲げる検査以外の検査</p> <p>1 疫学的検査 2 臨床検査 3 細菌検査</p>
<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>北巨摩郡</p> <p>次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛</p> <p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生</p>	<p>同</p>
	<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握のため</p>	<p>県下全域</p> <p>牛海綿状脳症特別対策措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項た</p>
	<p>北巨摩郡以外全域</p> <p>次のいずれかに該当する生後九十日以上の子牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p> <p>6 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生</p>	<p>同</p>
	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査</p>

め	馬伝染性貧血の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査以外の検査 1 疫学的検査 2 臨床検査
め	家きんサルモネラ感染症発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査（急速凝集反応法）
め	腐蛆の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育しているみつばち	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
め	ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アインノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県下全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 ブルータング検査 1 寒天ゲル内沈降反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チュウザン病、アインノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査 1 中和反応検査 2 臨床検査

山梨県告示第百五十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十五年三月十七日

道路の種類	路線名	区	間
県道	敷島田富線	中巨摩郡竜王町富竹新田字西耕地二一九番の七地先から 中巨摩郡竜王町富竹新田字西耕地二二二〇番の五地先まで	

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延（メートル）長
南巨摩郡身延町大字清子字水窪三三三四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字清子字河原二四五〇番地先まで		旧	六・五 一四・〇	四三八・〇
		新	一〇・五 五二・〇	四三八・〇

山梨県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	大菩薩峠線	北都留郡小菅村字小沢五七〇四		二四七・〇	平成十五年

番の内一地从先から
北都留郡小菅村字小佛五六六〇
番地先まで

三月十七日

山梨県告示第百五十三号

一級河川山中湖に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「第六号図から第十号図まで」を「第一号図から第十八号図まで」に改め、第一号図から第十八号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東八中央東地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年三月十八日から同年四月十五日まで

三 縦覧場所

御坂町役場

四 異議申立期間

平成十五年四月十六日から同年四月二十日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 上野原インフォメーション

2 代表者の氏名 野崎忠

3 主たる事務所の所在地 北都留郡上野原町上野原三千二百三十五番地の二

4 定款に記載された目的

この法人は、上野原町と近隣地域に対し、情報技術を利用し地域振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年三月六日から同年五月五日まで

● 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料を登録した。

平成十五年三月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
山梨県第十二号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S A	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格のとおり	サントリー株式会社白州蒸溜所 北巨摩郡白州町鳥原二九一三 一